

大田原市空き地等利活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市中心市街地総合再生基本計画区域内（以下「計画区域内」という。）の空き地等に、住宅、事務所又は一般業種を営む店舗（以下「住宅等」という。）を新築する者に対し、その経費の一部を補助することにより、空き地等を有効活用し、もって市街地の活性化を図ることを目的に交付する大田原市空き地等利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地等 計画区域内の土地であって第5条の規定による事前協議を行う時点で1年以上利用されていないもの又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- (2) 住宅 居住を目的として独立した基礎を有し、玄関、台所、浴室、トイレ等を備えた建築物をいう。
- (3) 事務所 事業所又は学習塾、教室等の会員制等により利用者が特定されているものをいう。
- (4) 一般業種を営む店舗 物販業、飲食業、サービス業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不相当と認める業を営む店舗を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き地等を所有又は賃借している者であって、延べ面積が55平方メートル以上の住宅等を新築するもの
- (2) 個人にあつては本人及びその世帯員、法人にあつてはその法人並びにその代表者及び役員、任意団体にあつてはその代表者に市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと、または暴力団員等でなくなった日から5年を経過していること。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象経費は、住宅等の建築費とする。

- 2 補助金の額は、500,000円とする。ただし、建築に係る契約事業者の本社の所在地が市内の場合は、700,000円とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成33年3月31日までに、大田原市空き地等利活用事業実施計画協議書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、当該計画の内容について協議するものとする。

- (1) 個人にあつては世帯全員の住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為並びに役員名簿の写し、任意団体にあつては規約等の写し
- (2) 住宅等の新築に係る見積書
- (3) 空き地等の位置図及び現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、協議内容が適当であると認めるときは、大田原市空き地等利活用事業実施計画承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助申請)

第6条 前条第2項の規定による承認の通知を受けた申請者は、当該承認に係る住宅等の建築完了後速やかに、大田原市空き地等利活用事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大田原市空き地等利活用事業実施計画承認書の写し
- (2) 住宅等の新築に係る契約書の写し
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める完了検査済証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、前条第2項の規定による通知を受けてから、2年以内に行わなければならない。

(実績報告書の省略)

第7条 補助金の実績報告書は、規則第11条ただし書の規定により、提出を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

大田原市空き地等利活用事業実施計画協議書

大田原市空き地等利活用事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて協議します。

所 在 地	大田原市
建 物 の 種 類	住 宅 店 舗 事 務 所
建 築 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類 (1) 個人にあつては世帯全員の住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為並びに役員名簿の写し、任意団体にあつては規約等の写し (2) 住宅等の新築に係る見積書 (3) 空き地等の位置図及び現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

大田原市長



大田原市空き地等利活用事業実施計画承認書

年 月 日付けで協議のあった、大田原市空き地等利活用事業実施計画については適当と認めたので、大田原市空き地等利活用事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

大田原市空き地等利活用事業費補助金交付申請書

大田原市空き地等利活用事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 大田原市空き地等利活用事業実施計画承認書の写し (2) 住宅等の新築に係る契約書の写し (3) 建築基準法の規定による完了検査済証の写し (4) その他市長が必要と認める書類

市税等の調査同意書

大田原市空き地等利活用事業費補助金の補助要件審査のため、市税等の納付状況について調査することに同意します。

申請者

㊟